

ウ 安全運転の確保

第8次交通安全基本計画：前文要約

高齢運転者に対する教育を始めとした運転者教育等の充実に努めるほか、情報通信技術（IT）等を活用しつつ、道路交通に関する総合的な情報提供の充実に図る。

第8次交通安全基本計画：重点施策及び新規施策

高齢運転者対策の充実（（1）エ）

安全運転管理の推進（（3））

自動車運送事業者に対する指導監督の充実（（4）ア）

貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等（（4）イ）

映像記録型ドライブレコーダーの普及（（4）ウ）

飲酒行動是正のための働きかけ、運転免許の処分者講習の充実等【本部決定】

後部座席シートベルト着用に関する街頭指導及び取締り時における指導【本部決定】

後部座席シートベルト着用に関する広報啓発【本部決定】

1) 全体評価

【考え方】

まず、全体評価の評価指標として、運転者教育、運転免許制度の改善等により運転免許保有者の安全運転に対する意識が向上し、安全運転が確保されているかを測る指標として「運転免許保有者の交通安全ルールの遵守状況（意識・行動）」を設定し、アンケート調査によりその結果を把握する。

次に、全体評価の評価指標として、企業・事務所における自主的な安全運転管理対策の推進といった事業者を対象とした施策により事業者の安全運転が確保されているかを測る指標として「事業用自動車による交通事故件数」を設定する。

【評価指標】

運転免許保有者の交通安全ルールの遵守状況

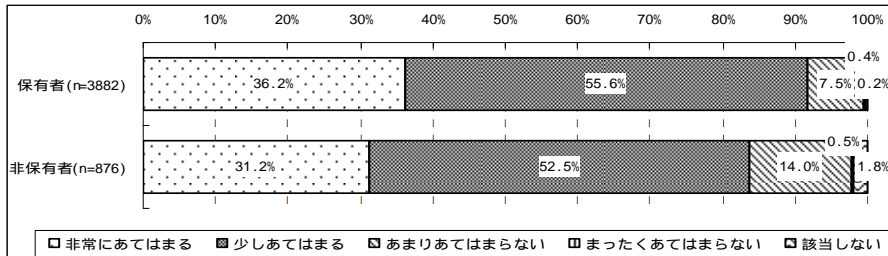
【評価】

運転免許保有者群の交通安全ルールの遵守状況は、非保有者群の遵守状況よりも総じて高い傾向にある。交通安全に関する内閣府のアンケート調査（ウェブアンケート調査）では、全回答者に対して「交通安全ルールの遵守状況」を調査している。調査結果によると、免許取得時や免許更新時等に交通安全教育を受けている運転免許保有者群の方が、非保有者群よりも、交通安全ルールを遵守している割合が概ね高かった。

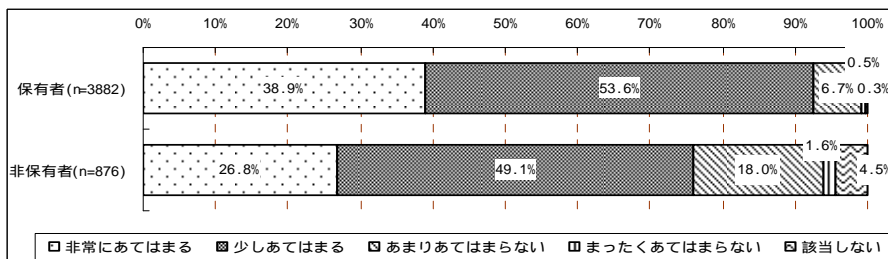
このことは、安全運転の確保にむけた運転者教育に係る施策が、我が国人口の6割超を占める運転免許保有者群の交通安全意識を高め、これが全体的な影響・効果を及ぼしているものと解釈できる。

そのため、定量的にその寄与の程度を明らかにすることは困難であるものの、運転者等に関する安全運転の確保が適切に図られ、間接的に、上位目標の交通事故死者数及び交通事故死傷者数の減少につながっていると考えられる。

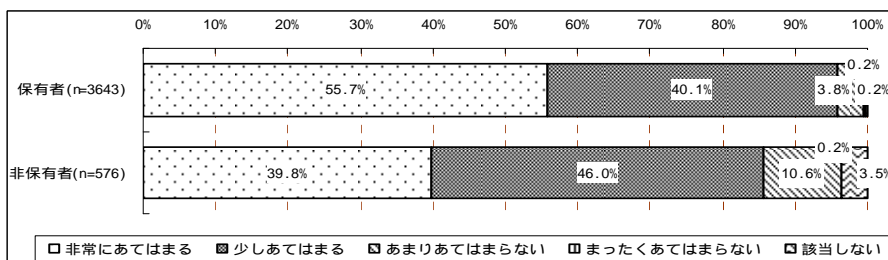
< 運転免許保有者群・非保有者群の交通安全ルールの遵守状況 >
 交通ルールをいつも意識して行動している



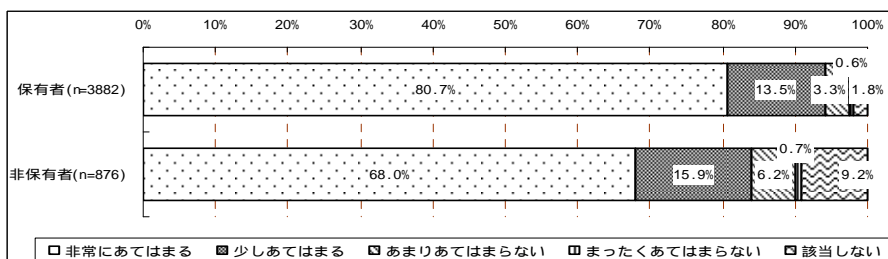
周囲の交通状況の変化に十分に注意を払っている



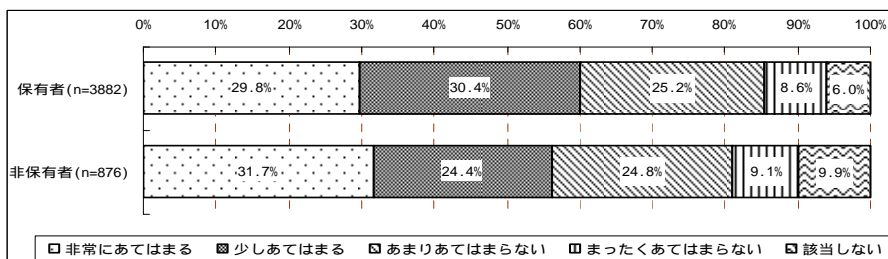
子どもや高齢者がいる場面では、相手の動きに十分に注意を払っている



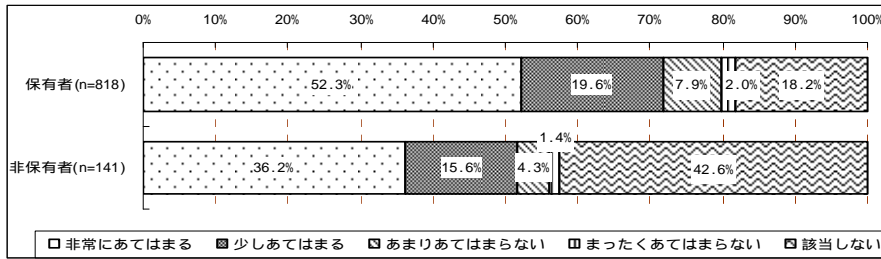
助手席で常にシートベルトを着用している



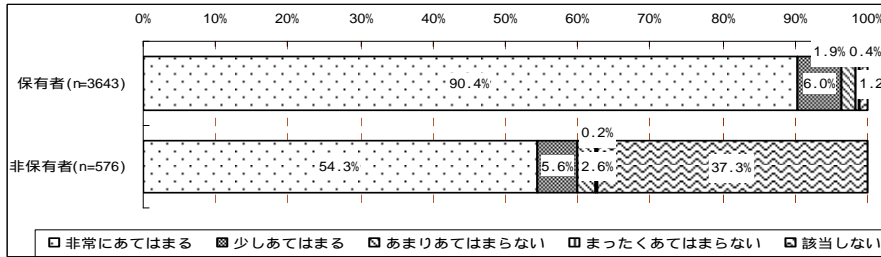
後部座席で常にシートベルトを着用している



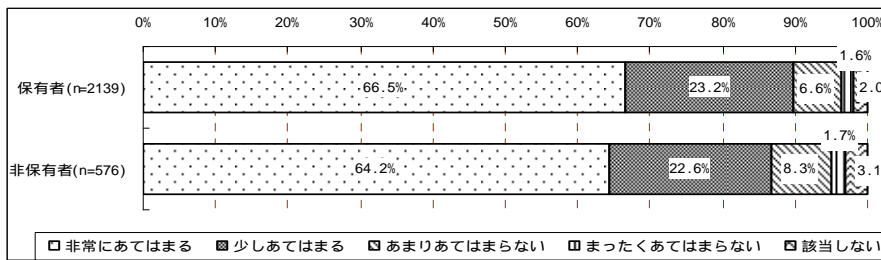
子どもに常にチャイルドシートを使用させている



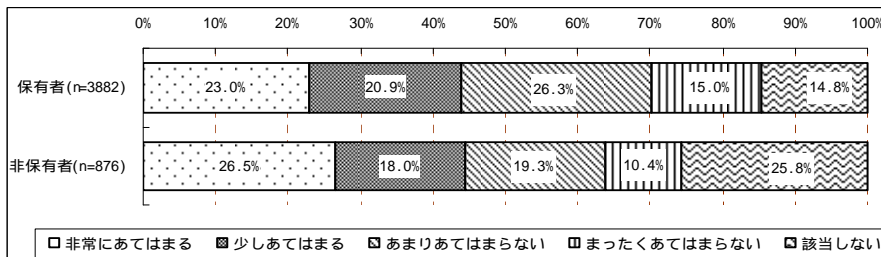
飲酒運転は絶対にしない



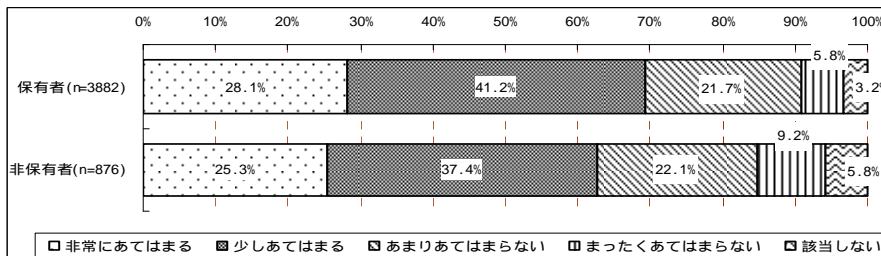
自転車による危険・迷惑行為はしない



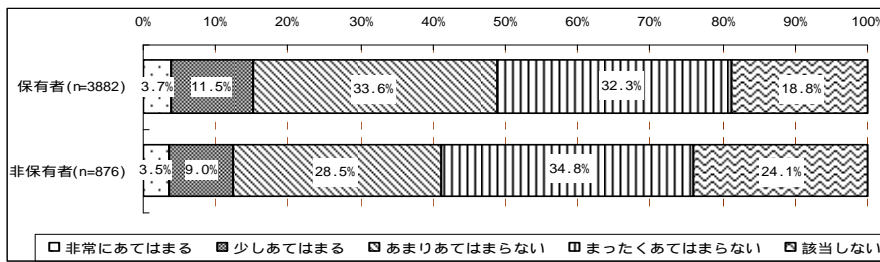
反射材を使用している



家族・友人に交通安全を促している



交通安全に関する各種活動に参加している



資料) 内閣府調査 (ウェブアンケート調査、21年11月実施)

【評価指標】

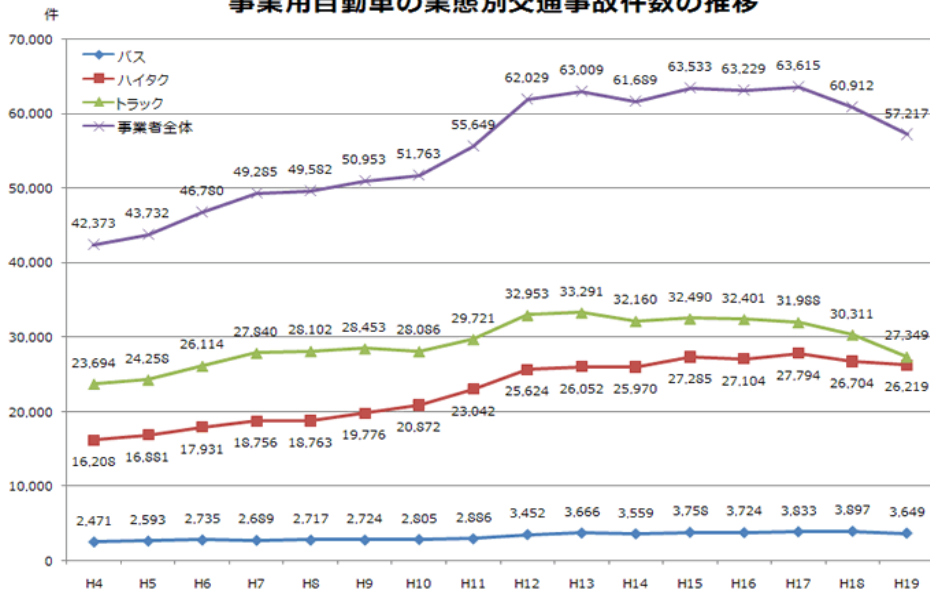
事業用自動車による交通事故件数

【評価】

「事業用自動車による交通事故件数」の実績をみると、平成18年は60,912件、平成19年は57,217件と、平成17年以降、減少傾向にある。

そのため、定量的にその寄与の程度を明らかにすることは困難であるものの、事業者に関する安全運転の確保が適切に図られ、間接的に、上位目標の交通事故死者数及び交通事故死傷者数の減少につながっていると考えられる。

事業用自動車の業態別交通事故件数の推移



出典：警察庁統計資料

資料) 国土交通省ウェブページ

2) 中間評価

【考え方】

運転免許制度の改善、事業者を対象とした安全運転管理対策等により安全運転の確保を実現することで、最終的には交通事故発生を抑止につながる取組である。そこで、中間アウトカムとして、運転者や事業者の態度・行動の変容を設定する。

【評価】

高齢運転者対策の充実（（1）エ）

70歳以上の高齢者の免許保有者数は約652万人（20年）であり、平成15年から一貫して増加傾向にある。なお、運転免許の取消し件数も平成19年を除き増加しているが、この取消し件数を加味しても、免許保有者数は増加傾向にある。

高齢者における車両運転の【態度・行動変容】（アンケート調査結果）をみると、若い頃に比べて“慎重に運転するようになった”と回答した割合は半数を超えており、また、運転免許を保有していない高齢者の36.5%が講習会に参加する等、講習に参加した者においては、運転意識が向上している状況が見受けられる。

<アウトプット>

免許保有件数

70歳以上の高齢運転免許保有者数

約653万人（20年）

15年	16年	17年	18年	19年	20年
4,735,402	5,074,356	5,399,867	5,725,321	6,158,972	6,532,054

資料) 運転免許統計

70歳以上の高齢者の申請による運転免許取消し件数

26,311人（20年）

15年	16年	17年	18年	19年	20年
9,329	12,674	15,138	17,949	16,053	26,311

資料) 内閣府「平成21年交通安全白書」

講習受講者数

高齢者講習受講者数

約136万人（20年）

15年	16年	17年	18年	19年	20年
1,057,274	1,263,372	1,558,095	1,468,374	1,354,401	1,360,488

資料) 内閣府「平成21年交通安全白書」

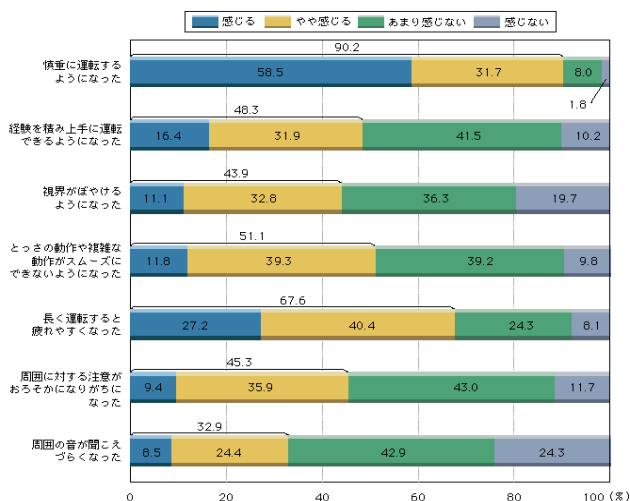
高齢運転者標識の表示率 75歳以上 75.4%（20年8月）

<アウトカム>

高齢者における態度・行動変容

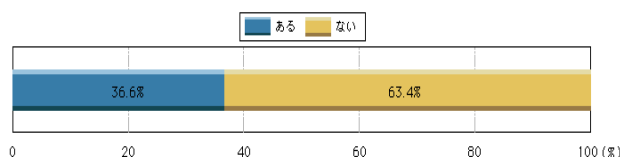
高齢者の（若い頃からの）運転意識の変化（17年）

「慎重に運転するようになった」58.5%



運転免許のない高齢者の交通安全講習等への参加率（17年）

36.5%



資料) 警察庁「平成 17 年警察白書」

安全運転管理の推進（（3））

平成 20 年には安全運転管理者約 337 千人、副安全管理運転者約 60 千人が選任されており、管理下自動車台数は 4,702,005 台（20 年）となっている。また、平成 19 年度における安全運転管理者講習は 2,345 回実施され、全受講対象者の 98.1% に当たる 32 万 7,016 人が受講している。副安全運転管理者講習は延べ 1,982 回実施され、全受講対象者の 98.0% に当たる 5 万 7,898 人が受講している。

安全運転管理者の増加や講習への参加等と事故率の直接的な関係についてはデータの制約上、把握できないものの、管理下運転者全体の事故率をみると、免許保有者 1 万人当たり 69.68 件と、免許保有者 1 万人当たりの交通事故件数 98.51 件と比較して少ない状況が実現している。

管理者数

	事業所 (か所)	安全運転管理者 (人)	副安全運転管理者 (人)	管理下運転者数 (人)	管理下自動車台数 (台)
平成 15 年	346,109	346,109	55,628	6,132,984	4,467,440
平成 16 年	342,525	342,525	56,028	6,104,978	4,457,205
平成 17 年	341,566	341,566	57,176	6,403,073	4,650,723
平成 18 年	338,211	338,211	56,586	6,585,632	4,639,752
平成 19 年	337,717	337,717	58,938	6,508,545	4,668,750
平成 20 年	336,434	336,434	60,004	6,859,378	4,702,005

講習実施回数・受講率

	安全運転管理者				副安全運転管理者			
	実施回数	受講対象者 (A)	受講者数 (B)	受講率 (B/A)	実施回数	受講対象者 (A)	受講者数 (B)	受講率 (B/A)
平成 14 年度	2,308	340,675	333,653	97.9	1,764	54,592	53,417	97.8
平成 15 年度	2,301	339,478	332,758	98.0	1,796	55,284	54,244	98.1
平成 16 年度	2,343	337,760	330,708	97.9	1,839	56,227	54,820	97.5
平成 17 年度	2,329	335,827	329,742	98.2	1,842	56,211	54,977	97.8
平成 18 年度	2,355	334,398	327,832	98.0	1,957	57,938	56,532	97.6
平成 19 年度	2,345	333,233	327,016	98.1	1,982	59,079	57,898	98.0

資料) 内閣府「平成 21 年交通安全白書」

事故抑止率

管理下運転者の事故率(1万人当たり) 69.68 件(20年中)

- 管理下運転者数 6,859,378 人
- 交通事故件数 47,796 件

<参考>

免許保有者数 80,447,842 人

交通事故件数 723,520 件

免許保有者 1 万人当たり交通事故件数 89.94 件

資料) 警察庁資料(No.86)

自動車運送事業者に対する指導監督の充実((4)ア)

自動車運送事業者に対する監査実施件数は、平成 15 年以降一貫して増加傾向にあり、監査が充実・強化されている。また、事業者自らの安全運転に向けた取組も活発であり、運輸安全マネジメント評価を実施した事業者は全国で 197 事業者である。

監査実施件数等

監査実施数

17 年以降増加傾向

15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
7,634	9,042	8,764	9,009	10,767	11,546

資料) 国土交通省ウェブページ

運輸安全マネジメント評価実施事業者
自動車 197 事業者 (18 年 10 月 ~ 20 年 8 月)

(平成18年10月~平成20年8月)

事業種別	本 省	北 海 道	東 北	北 陸 信 越	関 東	中 部	近 畿	神 戸	中 国	四 国	九 州	沖 縄	合 計
鉄道	54	23	17	27	23	24	19		15	7	9	0	218
自動車	61	8	7	6	36	24	22		12	5	14	2	197
海運	34	12	10	9	38	19	44	17	11	27	163	6	390
航空	35												35
合計	184	43	34	42	97	67	85	17	38	39	186	8	840

資料) 国土交通省「運輸安全マネジメント制度導入 2 周年を迎えて ~ 運輸安全マネジメント制度の実施状況」

貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等 ((4) イ)

貨物自動車運送事業者安全性評価事業の「安全性優良事業所」の平成 20 年度 (5,736 事業所) の認定件数は平成 19 年度 (5,565 事業所) に比べ増加しており、業界全体としては、11,301 事業所が認定を受けている。

貨物自動車運送事業者安全性評価事業の「安全性優良事業所」の認定件数

5,565 事業所 (平成 19 年度)

5,736 事業所 (平成 20 年度)

11,301 事業所 (業界全体)

資料) 全日本トラック協会ウェブページ

映像記録型ドライブレコーダーの普及 ((4) ウ)

事業活動に伴う交通事故防止をさらに促進するための映像記録型ドライブレコーダーの普及台数は約 20 万台 (20 年 12 月時点) と、平成 18 年 12 月時点よりも増加している。

導入後の事業者の【態度変容】をみると、映像記録型ドライブレコーダーを導入した事業者のうち“期待通りまたは期待以上”は 36.5%、“概ね期待通り”は 53.8%と、回答者の約 9 割から高評価を得ている。また、副次的な効果についても 57.8%の回答者が、副次的な効果があったと評価している。さらに、装着率と導入後の事故率の変化との関係を検証した結果によると、“100%搭載することで 50%以上の減少効果が現れた”という回答数が最も多くなっている。

普及件数

普及台数 (出荷台数)

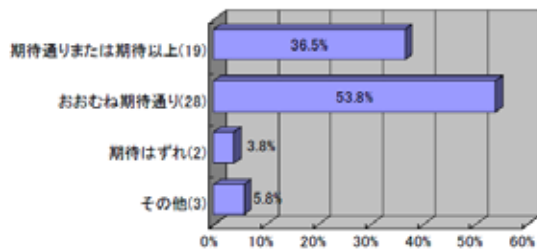
(単位:台)

18年12月	20年12月
124,660	201,493

導入後の事業者の態度変容

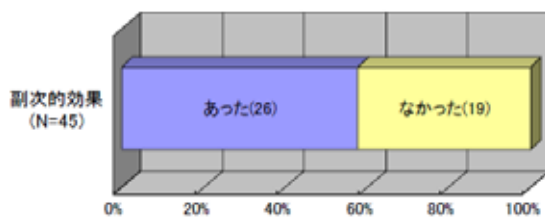
導入効果 < タクシー事業者 248 社のうち 52 社の回答結果 >

期待通りまたは期待以上 36.5%、概ね期待通り 53.8%



導入による副次的効果 < タクシー事業者 248 社のうち 45 社の回答結果 >

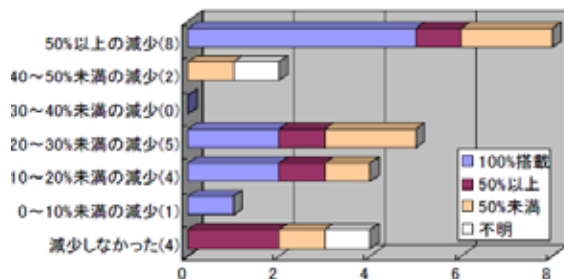
副次的効果あり 57.8%



事故抑止効果

導入後の事故率の変化と装着率の関係

< タクシー事業者 248 社のうち 24 社の実績 >



飲酒行動是正のための働きかけ、運転免許の処分者講習の充実等【本部決定】

運転免許停止処分者講習における飲酒学級の受講者数は、平成 19 年 37,518 名である。飲酒学級を設置している都道府県は平成 18 年以降、増加しており、現在は全 47 都道府県が設置している。

実施個所数・参加者数

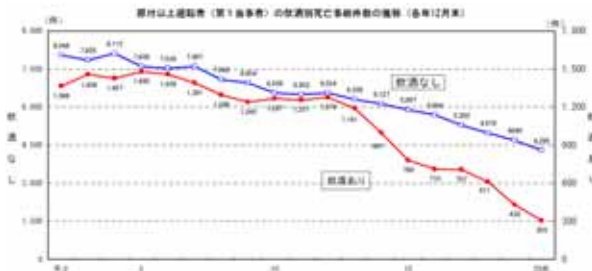
停止処分者講習における飲酒学級の実施状況

設置 47 都道府県 (19 年)

	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
設置都道府県数	34	32	29	30	47

事故抑止率

原付以上運転者（第1次当事者）の法令違反を伴う死亡事故件数（飲酒運転）
305件（20年）



後部座席シートベルト着用に関する街頭における指導及び取締り時における指導【本部決定】

後部座席シートベルト着用に関する広報啓発【本部決定】

後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用に関する指導及び広報啓発を実施し、平成20年中のシートベルト装着義務違反の告知件数は2,373,401件である。また、後部座席シートベルトの着用率は平成15年以降、増加傾向にあったが、着用義務化以降に大幅に上昇している。

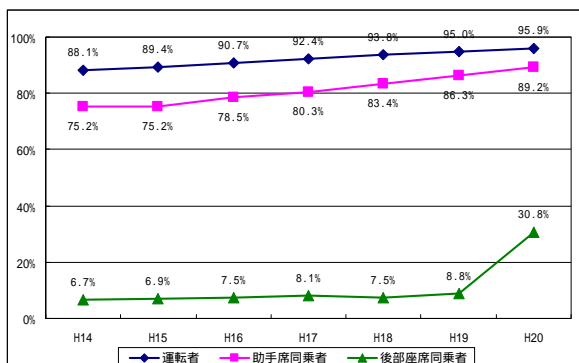
指導件数

指導実績

告知件数 2,373,401件

遵守率

後部座席シートベルト着用率（一般道）



資料) 警察庁・JAF調べより作成

事故抑止率

後部座席シートベルト着用有無別致死率

	15年		16年		17年		18年		19年		20年	
	着用	非着用	着用	非着用	着用	非着用	着用	非着用	着用	非着用	着用	非着用
運転席	0.19	5.95	0.18	6.79	0.19	7.29	0.16	7.50	0.17	7.20	0.15	7.14
助手席	0.19	1.82	0.17	1.81	0.17	1.92	0.20	2.05	0.16	1.75	0.17	1.80
後部座席	0.09	0.51	0.15	0.51	0.11	0.42	0.09	0.34	0.12	0.35	0.15	0.41
その他	0.21	0.37	0.55	0.33	0.00	0.72	0.60	0.45	0.00	0.39	0.31	0.12
計	0.19	1.99	0.18	2.01	0.18	1.90	0.17	1.75	0.16	1.53	0.15	1.75

資料) 交通事故統計 注) 致死率 = 死者数(自動車乗車中) ÷ 死傷者数(自動車乗車中) × 100